

答 申 第 1 号

令和4年11月2日

富山市長 藤井 裕久 様

富山市個人情報保護審査会

会長 金 川 治 人

個人情報の保護に関する法律の改正に係る法施行条例の制定等について

(答申)

令和4年8月26日付け文法第534号で諮問がありました、個人情報の保護に関する法律の改正に係る法施行条例の制定等について、富山市個人情報保護条例（平成17年富山市条例31号）の規定に基づき審議を行い、意見として取りまとめたので、次のとおり答申します。

答 申

個人情報保護に関する法律の改正に係る法施行条例の制定等について

令和4年11月2日

富山市個人情報保護審査会

答申に当たって

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を図ることを目的として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正法」という。）が、令和5年4月1日から施行される。これまで地方公共団体においては各団体の条例により個人情報保護制度が運用されてきたところ、令和5年4月以降は、改正法による全国的な共通ルールが適用されることになる。

富山市においても、平成4年に富山市個人情報保護条例を施行し、以後約30年にわたり、個人情報保護制度の適切な運用に努めてきたが、この改正法の施行に伴い、議会を除く全ての市の機関が改正法の適用を受けることになったため、富山市個人情報保護条例を改正法に適合するように改廃等を行うこととなった。

今般、富山市長から、改正法を施行するための条例（以下「法施行条例」という。）の制定などの個人情報保護制度の見直し、情報公開制度と個人情報保護制度との整合性を確保するための対応などについて、諮問を受けたところである。富山市個人情報保護審査会（以下「市審査会」という。）では、鋭意検討を進め、意見を取りまとめるに至ったので、ここに答申する。

令和4年11月2日

富山市個人情報保護審査会
会長 金川 治 人

1 条例で定める必要がある事項

(1) 開示請求における手数料

開示請求における手数料は徴収しないこととし、その旨を法施行条例に規定することは適当である。また、写しの交付に要する費用については、実費として徴収することは適当である。

【説明】

改正法第89条第2項では、「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」と規定しており、開示請求の手数料の額を法施行条例で定める必要がある。また、個人情報保護委員会の見解によれば、開示請求の手数料を徴収しないことも妨げられないが、その旨を法施行条例に定める必要があるとされている。

一方、富山市個人情報保護条例（平成17年富山市条例第31号。以下「現行条例」という。）では、開示請求における手数料は徴収せず、写しの交付の求めがあった場合にのみ、写しの作成及び送付に係る実費を徴収している。

この点について、これまで富山市では長年にわたって、開示請求における手数料は徴収せず実費のみを徴収してきた経緯があることや、新たに手数料を徴収する場合の市民の負担増に配慮する必要がある。

したがって、現行の運用が維持されるよう、手数料を徴収しない旨を法施行条例に規定し、写しの交付に要する費用は実費として徴収することが適当である。

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料は、現時点では法施行条例に規定しないこととし、提供制度を導入する際に法施行条例を改正し、手数料について規定することは適当である。

【説明】

改正法の施行に伴い、令和5年4月1日から地方公共団体に行政機関等匿名加工情報の提供制度が導入される。同法第119条第3項及び第4項では、「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない」と規定しているため、手数料の額を法施行条例に定める必要がある。

一方、市町村については、行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入については、当面の間は任意である。

この点について、富山市長の説明によると、富山市においては直ちに当該提供制度を導入する予定はないとのことであることから、現時点では、法施行条例に当該手数料の額は規定せず、提供制度を導入する際に法施行条例を改正し規定することは適当である。

2 条例で定めることが法律上許容される事項

(1) 条例要配慮個人情報

条例要配慮個人情報は、現時点では法施行条例に規定しないことは適當である。

【説明】

改正法第2条第3項では、本人の人種、信条、社会的身分等の取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」として位置付けている。さらに、同法第60条第5項では、要配慮個人情報に加え、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報を「条例要配慮個人情報」として位置付け、地方公共団体において条例で定めることができる旨を規定している。

一方、現行条例第5条第2項では、要配慮個人情報に相当するものとして、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を規定し、それらの個人情報の取得を制限している。

この点について、現行条例において要配慮個人情報に相当するものとして具体的に明記している思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は改正法の要配慮個人情報に全て含まれており、これに加え、本市の地域の特性その他の事情により独自に定義すべき情報項目は、現時点で見当たらない。

また、条例要配慮個人情報として規定した場合においても、要配慮個人情報と同様に、①個人情報ファイル簿の記載や、②漏えい等が発生した場合の委員会への報告の規律が追加されるものの、取得制限等の規律を条例で追加的に規定することは許容されていないことから、例えば性自認情報やDV情報等について、取扱いに配慮を要することを富山市の姿勢として示すための理念的な規定を設ける意義は一定程度認められるものの、総体的には規定する実質的必要

性が高いとは言えない。

したがって、法施行条例に条例要配慮個人情報規定しないことが適当である。

(2) 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表

個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表を継続することとし、その旨を法施行条例に規定することは適当である。

【説明】

改正法第75条第1項では、行政機関等が保有している個人情報ファイルごとに、個人情報ファイルの名称、利用目的などの事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられる。

一方、現行条例では、富山市の各機関における個人情報取扱事務の存在及び概要を明らかにするため、同様の帳簿である「個人情報取扱事務登録簿」の作成及び公表を行っているが、当該帳簿の作成及び公表を継続する場合は、法施行条例に規定する必要があるとされている（個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）11参照）。

2つの帳簿を比較すると、次のような相違点がある。

- ・作成要件である本人の数は、「個人情報ファイル簿（1,000人以上）」よりも「個人情報取扱事務登録簿（100人以上）」の方が少ないため、後者の方が市民にとって把握できる個人情報の範囲が広い。
- ・作成の単位が、ファイル単位である「個人情報ファイル簿」よりも、事務単位である「個人情報取扱事務登録簿」の方が、市民にとって分かりやすい。
- ・特定個人情報に関する記載事項は、「個人情報取扱事務登録簿」にのみある。

上記のとおり、「個人情報取扱事務登録簿」は、富山市の各機関における個人情報取扱事務の状況をより幅広く把握でき、帳簿として分かりやすさの点でも優れており、また特定個人情報の取扱いに対する市民の不安や疑念等が現在も依然としてあることを考慮すると、個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表を継続することとし、その旨を法施行条例に規定することが適当である。

(3) 開示等請求における不開示情報の範囲

改正法と富山市情報公開条例（以下「公開条例」という。）の不開示情報の範囲については、整合を図るべき相違点はないため、施行条例に規定を設けないことは適当である。

【説明】

改正法と公開条例の不開示情報の整合性を確保するため、改正法第78条第2項では、条例で定めることにより、①改正法の不開示情報を公開条例と同様に開示にすること、②改正法の開示情報を公開条例と同様に不開示にすることができることとなっている。

改正法と公開条例の非開示情報について比較検討を行ったところ、公開条例第7条第6号の法令秘情報を除き、表現上の相違点は見受けられるものの、実質的な観点で相違するものは見受けられなかった。

また、唯一、明確な相違のある法令秘情報についても、個人情報保護委員会の見解によれば、要件である「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報」に相当しないため、このような情報を条例で非開示情報として定めを置くことは許容されないとのことである。

したがって、改正法と公開条例の整合性を確保するための規定を施行条例に規定を設けないことは適当である。

(4) 開示請求等の手続

開示決定の処理期間は、請求のあった日を不算入の上、15日以内とする規定を法施行条例に設けることは適当である。また、公開条例についても整合を図る観点から、同じ取扱いとなるよう改正することは適当である。

【説明】

改正法第108条では、保有個人情報の開示請求等の手続に関し、改正法に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができるとしている。

1 開示請求の処理期間

改正法第83条第1項において、開示請求の処理期間は「開示請求のあった日から30日以内」としているが、一方、現行条例第23条第1項及び公開条例では「開示請求のあった日から起算して15日以内」としており、請求のあった日の期間算入の考え方、及び期間の日数に相違がある。

この点について、請求のあった日の期間算入の考え方については、個人情報保護委員会によれば、初日不算入とする民法第140条の規定と内容が異なる定めを設けることは許容していないとのことであるから、現行条例に合わせ初日算入とすることはできない。

他方、期間の日数については、改正法の30日以内とした場合、現行よりも決定に係る期間が著しく長くなるため、請求者にとって不利益となり得ることから、現行の15日以内とする運用が長期間にわたって行われ市民にも定着していることも考慮し、15日以内とすることが適当である。

2 審査請求の手続

審査請求の手続については、現在、行政不服審査法の規定のみに基づき実施しており、現行条例には手続に関する独自の規定はなく、また現時点で特段新たに設ける規定は見当たらないため、法施行条例に規定する必要はない。

(5) 審議会等への諮問

個人情報保護制度に係る重要事項については、市審査会に諮問することとし、その旨を法施行条例に規定することは適当である。

【説明】

改正法第129条では、地方公共団体の機関は、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」には、条例で定めるところにより、審議会に諮問することができる旨を規定している。

現行条例では、本人以外からの取得や目的外利用を行う場合に市審査会に諮問する規定があるが、改正法の施行後は、このような個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するため許容されないとされている（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）9-4参照）。

一方、法施行条例の改正等の個人情報保護制度に係る重要事項は、審議会等の専門的な知見に基づく意見を聴いた上で運営していくことは重要な意義があると思慮するため、次の事項について審議会等へ諮問するよう法施行条例に規定されたい。

- ① 条例を改廃する場合
- ② 個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合
- ③ 特定個人情報保護評価書の第三者点検をする場合
- ④ その他個人情報の取扱いに関する重要事項

なお、諮問先となる審議会等については、これまで上記の諮問事項は市審査会に諮問してきた経緯を踏まえ、引き続き、市審査会に対し諮問することは適当である。

3 その他

(1) 市審査会について

現行の市審査会を存続させることとし、審査請求の諮問機関として位置付けるとともに、その組織及び審議手続を定める「審査会設置条例」を制定することは適当である。

【説明】

現行条例は、改正法の委任事項及び許容事項のみを規定する法施行条例として改廃されるため、市審査会はその根拠を失い一旦廃止となる。

一方、改正法では、開示決定等に対する審査請求について、行政不服審査法第81条第1項の機関に諮問することとなっており、特段の定めをしない場合は、富山市においては富山市行政不服審査会に諮問することとなるが、現行のとおり市審査会に諮問する場合は、別に「審査会設置条例」を制定する必要がある。

この点について、開示決定等に対する審査請求については、他の審査請求と比べ、継続的に一定の件数が見込まれる上に、その審議には高度な専門性を要することから、現行のとおり、行政不服審査会とは別に諮問機関を設けることは合理性が認められるため、市審査会を存続させることとし、その組織を定める設置条例を制定することは適当である。

また、改正法では、諮問機関の調査権限や審議過程での意見陳述等の諮問機関における審議手続が規定されていないことから、現行条例に規定されている審議手続と同様の規定を設置条例に規定することが適当である。

(2) 死者に関する情報について

死者に関する情報の取扱いを規定する要綱を制定し、取扱いに関する考え方及び遺族に対する任意提供のルールを定めることは適当である。

【説明】

現行条例では、生存する個人と死者を区別することなく個人情報に含め、取扱いに関する規律や開示請求等の規律を適用しているが、一方、改正法では今般の改正以前から、個人情報は「生存する個人に関する情報」として定義しており、死者に関する情報については、取扱いに関する規律や開示請求等の規律は適用されないこととなっている。

また、個人情報保護委員会によれば、個人情報の定義の統一は、改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの統一の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできないとされている。

しかしながら、富山市が保有する死者に関する情報の中には、生存する個人と同等の記録が含まれているものもあり、その取り扱い方によっては、死者の名誉を傷つけてしまうことも予想されることから、改正法施行後においても、適切に取り扱われるようにすべきである。

さらに、病院の診療記録や消防の救急活動記録等、遺族が死者に関する情報を取得したいという需要は現に多くあることに鑑み、遺族に対する死者に関する情報の提供ルールは何らかの形で設ける必要があると思慮する。

したがって、死者に関する情報の取扱いを規定する要綱を制定し、取扱いに関する考え方及び遺族に対する任意提供のルールを定めることが適当である。

付言

これまで議会を含む富山市の各機関は、現行条例に基づき、富山市として個人情報保護制度の一体的な運用を図ってきたところであるが、改正法の施行により、議会以外の機関には改正法が適用される一方で、議会には改正法が適用されないことから独自に条例を規定することとなり、同じ富山市の機関においても根拠法令が異なることとなる。

しかしながら、市民の利便性や事務の効率性を勘案すると、総合窓口の設置や審査請求があったときの市審査会への諮問等、引き続き、相互に緊密に連絡し協力していくことにより、富山市として個人情報保護制度の一体的な運用を図りたい。